

令和5年度再生可能エネルギー導入計画及び川南町地球温暖化対策実行計画 策定業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、川南町が実施する「令和5年度再生可能エネルギー導入計画及び川南町地球温暖化対策実行計画策定業務委託（以下「本業務」という。）」事業者候補選定について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和5年度再生可能エネルギー導入計画及び川南町地球温暖化対策実行計画策定業務委託

(2) 業務の目的及び内容

別紙「令和5年度再生可能エネルギー導入計画及び川南町地球温暖化対策実行計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和6年1月15日

(4) 契約限度額

14,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 担当部署

川南町環境課環境政策係

担当：米田、梶本

〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南 13680-1

TEL 0983-27-8010

e-mail kankyoseisaku@town.kawaminami.miyazaki.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとするものは、次に掲げる要件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

いこと。

- (4) 川南町暴力団排除条例に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税（事業税、県民税）及び町税を滞納している者でないこと。
- (6) 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間において、国の機関又は地方公共団体が発注する地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）策定業務の受注実績がそれぞれ3件以上あること。ただし、アンケート調査、印刷など業務の一部の実績は認めない。
また、環境省の「脱炭素先行地域」に選定された地域において、環境省へ提出する計画提案書作成に係る支援業務実績及び再生可能エネルギー導入計画を完了した実績をそれぞれ1件以上有すること。
- (7) 本業務遂行中の円滑な連絡調整及び緊急時の迅速な対応が行えるよう、九州内に本社、支社又は営業所を有していること。

5 実施スケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、次のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日など、川南町の休日を定める条例に規定する町の休日には、受付等を行わない。

なお、このスケジュールは参加者の状況、審査進捗等により若干変更する場合がある。

内容	期日	備考
公募開始	令和5年5月10日	HPに掲載
質問書受付期間	令和5年5月10日から 令和5年5月12日まで	午後5時必着
質問書回答日	令和5年5月16日	質問及び回答は町HPに掲載
参加表明書受付期間	令和5年5月17日から 令和5年5月22日まで	午後5時必着
一次審査	令和5年5月25日	参加表明書に基づく書類審査
一次審査結果通知	令和5年5月30日	
企画提案書の提出期間	令和5年6月1日から 令和5年6月13日まで	午後5時必着
二次審査	令和5年6月20日	プレゼンテーション審査
二次審査結果通知	令和5年6月23日	
契約締結	令和5年6月30日	

6 選定委員会

委託候補者の評価は、選定委員で構成される選定委員会（以下「委員会」という）で行う。

なお、委員会は非公開とし、公平・公正な評価を行うため、委員名の公表は行わない。

7 関係資料の配布

(1) 関係資料

- ① 令和5年度再生可能エネルギー導入計画及び川南町地球温暖化対策実行計画策定業務委託プロポーザル実施要領
- ② 様式（様式1～様式4）
- ③ 令和5年度再生可能エネルギー導入計画及び川南町地球温暖化対策実行計画策定業務委託仕様書

(2) 配布方法等

本町ホームページからダウンロードすること。

なお、(1)関係資料に掲げる資料以外の資料については、業務着手時に本設計業務の受託事業者に提供する。

8 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式1）により提出すること。

(1) 受付期間

令和5年5月10日（水）から令和5年5月12日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

「3 担当部署」へ電子メールにて提出すること。

※電話、面談等による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

令和5年5月16日までに随時、川南町ホームページ内で公表する。

なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

9 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類、部数、提出期限

提出書類	部数	提出期限
参加表明書（様式2-1）	1部	令和5年5月22日（月） 持参 17時00分まで 郵送 17時00分必着
事業者概要（様式2-2）		
業務実績書（様式2-3）		
業務実施体制（様式2-4）		
配置予定技術者調書（様式2-5）		
商業・法人登記に係る履歴事項全部 証明書の写し（3か月以内に発行さ れたもの）		
賦課されているすべての税（国税及 び地方税）に滞納がないことを示す 証明書の写し（3か月以内に発行さ れたもの）		

(2) 提出方法

「3 担当部署」まで、持参又は郵送（持参する場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで）

1.0 一次審査（参加表明書に基づき書類審査）

参加表明書の提出者数が5者を超える場合は、提出された書類をもとに非公開による委員会による一次審査を実施し、二次審査（プレゼンテーション審査）の参加資格者の決定を行う。

なお、一次審査は、下記により行うこととし、二次審査参加事業者を5者選定する。一次審査の結果については、令和5年5月30日（火）に電子メールにて通知する。なお、評価結果に関する質問や異議申し立ては受け付けない。

審査項目	評価事項	配点
事業者評価	同種・類似業務実績	50
	実施体制・役割分担	10
	配置技術者の実績、経験等	20
合 計		80

1.1 企画提案書等の提出

一次審査により決定を受けた二次審査参加事業者は、「令和5年度再生可能エネルギー導入計画及び川南町地球温暖化対策実行計画策定業務委託仕様書」を参照の上、次のとおり提案書等を提出すること。

(1) 提出書類、部数及び提出期限

提出書類	部数	提出期限
企画提案書表紙（様式3）	正本1部	令和5年6月13日（火） 持参 17時00分まで 郵送 17時00分必着
企画提案書（A4判任意様式）	正本1部 副本10部	
業務工程表（任意様式）		
参考見積書及び内訳書（任意様式）		

※副本においては、すべての頁において参加者が特定できる表示及び記載がないものとする。

※企画提案書は、簡潔・明瞭に記載すること。また、仕様書の業務内容に記載のない事項について積極的な提案や有効な代替案の提案を認める。

※参考見積書の名称は、「令和5年度再生可能エネルギー導入計画及び川南町地球温暖化対策実行計画策定業務委託」とする。

(2) 提出方法

「3 担当部署」まで、持参又は郵送（持参する場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで）

(3) 留意事項

- ① 企画提案書等の返却は行わない。
- ② 提出方法及び提出期限に適合しない場合、見積金額が限度額を超える場合は、無効とする。

1.2 二次審査（プレゼンテーション）

(1) 開催日時

令和5年6月20日（火）午後からを予定 ※別途連絡する。

(2) 開催場所

川南町役場内会議室 ※別途連絡する。

(3) 実施方法

- ① 実施順は、企画提案書の受付順とする。
- ② 実施時間は、1事業者につき30分程度（プレゼンテーション20分、質疑10分）とする。
- ③ 説明は、本業務に従事する者が行うものとし、提出済みの企画提案書をもとに説明する。その際、提出済書類以外の資料の追加は認めない。
- ④ プレゼンテーションに際して必要な機器のうち、プロジェクター、接続ケーブル及びスクリーンは当町が用意する。パソコン等の端末機器は、提案事業者で用意すること。
- ⑤ 公平な評価の実現のため、プレゼンテーションにおいては、社名が類推できないような配慮をすること。

- ⑥ 指定時間までに来所できなかった場合、参加を辞退したものとみなす。
- ⑦ プレゼンテーションは非公開とする。

1.3 二次審査の評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等をもとに、下記により評価する。

審査項目	評価事項		配点
企画提案書	基本的な考え方	業務の理解度・明確性	30
	企画提案	地域理解度・妥当性	30
		明快性・実現性	50
見積価格			10
合 計			120

1.4 委託候補者の特定

- (1) 委員会委員が評価基準に基づき提案内容を評価し、各委員の採点の合計得点が最も高い参加者を委託候補者として特定するとともに、次点者を1者選定する。
- (2) 参加者の評価点が同一となった場合には、二次評価点の「企画提案の明快性・実現性」の評価点が高い参加者を委託候補者とする。それでも差がつかない場合、委員間の協議により特定する。
- (3) 上記にかかわらず、評価点が配点の60%未満の場合には、委託候補者として特定しない。
- (4) 参加者が1者の場合であっても、委員会による参加表明書及び技術提案書の評価を行い、評価点が配点の60%以上満たしていると認められた場合に、その参加者を委託候補者として特定する。

1.5 審査結果の通知・公表

審査結果は、企画提案書を提出した参加者に書面で通知するとともに、二次審査において、最も高い評価を受けた事業者のみ、事業者名を本町ホームページにて公表する。
なお、審査結果に関する質問や異議申し立ては受け付けない。

1.6 業務委託の契約等

- (1) 契約の締結
委託候補者と川南町の間で、委託内容や条件について協議を行い、委託業務の仕様書を確定した上で、契約を締結する。
- (2) その他
委託候補者の決定後、特別な事情により契約を締結しない場合が、その理由を記した辞退届（様式4）を提出すること。

なお、この場合は次点者を委託候補者とする。

17 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルのみを使用し、目的外には使用しない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、川南町情報公開条例(平成14年9月30日条例第17号)に基づき、請求者に開示することを踏まえ、開示することにより事業者が不利益を被る恐れのある情報については、極力含まれないよう留意すること。